

警察署等の再編整備実施状況

令和7年4月
京都府警察本部

1 再編整備の実施状況

(1) 警察署

実施日	警察署	再編の内容
平成17年 4月1日	東 山 署	- 松原署を東山署に名称変更した。 - 松原署が管轄していた山科区の地域を山科署の管轄区域とした。 → 東山署の管轄区域を「東山区」とした。
	右 京 署	- 太秦署を右京署に名称変更した。 - 太秦署が管轄していた北区の地域を上鴨署の管轄区域とした。
	西 京 署	- 桂署を西京署に名称変更した。 - 向日町署が管轄していた西京区の地域を西京署の管轄区域とした。 → 西京署の管轄区域を「西京区」とした。
	舞 鶴 署	- 舞鶴西署を舞鶴署に名称変更した。 - 舞鶴東署を廃止した。 → 舞鶴署の管轄区域を「舞鶴市」とした。
	京 丹 後 署	- 峰山署を京丹後署に名称変更した。 - 網野署、久美浜署を廃止し、大型交番を設置した。 → 京丹後署の管轄区域を「京丹後市」とした。
平成18年 4月1日	右 京 署	- 京北署を廃止し、大型交番を設置した。 - 亀岡署が管轄していた右京区の地域を右京署の管轄区域とした。 → 右京署の管轄区域を「右京区」とした。
	南 署	- 九条署を南署に名称変更した。 - 七条署、向日町署が管轄していた南区の地域を南署の、九条署が管轄していた下京区の地域を七条署の、伏見区の地域を伏見署の管轄区域とした。 → 南署の管轄区域を「南区」とした。
	宇 治 署	- 宇治署が管轄していた伏見区の地域、八幡市の飛び地の地域を伏見署の、八幡市の地域（飛び地を除く）を八幡署の管轄区域とした。 → 宇治署の管轄区域を「宇治市、久世郡」とした。
	八 幡 署	- 伏見署、宇治署が管轄していた八幡市の地域（飛び地を除く）を八幡署の管轄区域とした。 → 八幡署の管轄区域を「八幡市（伏見署及び田辺署の管轄区域を除く）」とした。
	南 丹 署	- 園部署を南丹署に名称変更した。 → 南丹署の管轄区域を「南丹市、船井郡」とした。

平成19年 4月1日	上京署	- 西陣署を上京署に名称変更した。 - 中立売署を廃止した。 - 中立売署、堀川署が管轄していた上京区の地域を上京署の、中立売署が管轄していた中京区の地域を五条署の、西陣署が管轄していた中京区の地域を堀川署の管轄区域とした。 → 上京署の管轄区域を「上京区」とした。
	北署	- 上鴨署を北署に名称変更した。 - 中立売署、西陣署、下鴨署が管轄していた北区の地域を北署の、上鴨署が管轄していた左京区の地域を下鴨署の管轄区域とした。 → 北署の管轄区域を「北区」とした。
平成24年 4月1日	中京署	- 中京署を新設した。 - 堀川署、五条署が管轄していた中京区の地域を中京署の管轄区域とした。 → 中京署の管轄区域を「中京区」とした。
	下京署	- 五条署を下京署に名称変更した。 - 堀川署、七条署を廃止した。 - 堀川署、七条署が管轄していた下京区の地域を下京署の管轄区域とし、堀川署、五条署が管轄していた中京区の地域を中京署の管轄区域とした。 → 下京署の管轄区域を「下京区」とした。

(2) 交番・駐在所

実施日	警察署	再編の内容
平成19年 4月1日	川端署	鹿ヶ谷交番を南禅寺交番へ統合した。
	上京署	荒神口交番(旧中立売署)を出町交番(同)へ統合した。
	堀川署	紙屋川交番(旧西陣署)を佐井交番へ統合した。
	七条署	五条小橋交番を東洞院六条交番へ統合した。
	伏見署	稲荷交番を砂川交番へ統合した。
	右京署	- 太秦安井交番を花園交番へ統合した。(花園安井交番に名称変更) - 御室交番を福王子交番へ統合した。
	南署	- 吉祥院交番を唐橋交番へ統合した。 - 十条交番を下殿田交番へ統合した。
	北署	大將軍交番(旧西陣署)を小松原交番(同)へ統合した。
	城陽署	城陽市寺田地域へ寺田交番を新設した。
	田辺署	大住交番を駐在所に機能転換した。
	亀岡署	旭駐在所を馬路駐在所へ統合した。
	右京署	釈迦堂前交番を嵐山交番へ統合した。(嵯峨嵐山交番に名称変更)

平成20年 3月17日		・ 山ノ内交番を太秦学区へ移転した。(太秦交番に名称変更)
	宇 治 署	・ 宇治市六地蔵地域へ六地蔵交番を新設した。
平成20年 4月1日	南 署	・ 西ノ内交番を祥栄学区へ移転した。(祥栄交番に名称変更)
	亀 岡 署	・ 亀岡市大井町地域へ並河駅前交番を新設した。
平成21年 4月1日	五 条 署	・ 木屋町地域へ木屋町警備派出所を新設した。
	伏 見 署	・ 淀南部地域へ淀南交番を新設した。
	八 幡 署	・ 八幡市美濃山地域へ美濃山交番を新設した。
	南 丹 署	・ 南丹市園部地域へ園部駅前交番を新設した。
平成22年 4月1日	下 鴨 署	・ 静市交番を駐在型交番に機能転換した。
	木 津 署	・ 木津川市(旧木津町南部地域)へ木津南交番を新設した。
	京 丹 後 署	・ 京丹後市峰山地域に峰山交番を新設し、新治駐在所、荒山駐在所を同交番へ統合した。
平成23年 4月1日	宇 治 署	・ 宇治市広野町地域へ広野交番を新設した。
	木 津 署	・ 狛田駐在所を祝園交番へ統合した。
平成23年 7月1日	山 科 署	・ 山科区西部地域へ百々交番を新設した。
平成24年 4月1日	中 京 署	・ 中京区南西地域へ御前松原交番を新設した。
	下 京 署	・ 島原交番(旧七条署)を中堂寺交番(下京署)へ統合した。
	伏 見 署	・ 横大路地域へ横大路交番を新設した。
平成25年 4月30日	八 幡 署	・ 八幡市八幡地域へ八幡市駅前交番を新設した。
平成26年 4月1日	向 日 町 署	・ 羽束師地域へ羽束師交番を新設した。 ・ 円明寺交番を長岡京市南部地域へ移転した。(西山天王山交番に名称変更)
平成27年 4月1日	西 京 署	・ 西京区桂西部地域へ桂西口交番を新設した。
平成30年 4月1日	東 山 署	・ 大和大路交番を警備派出所に機能転換し、祇園交番を大型化した。
平成31年 3月1日	伏 見 署	・ 下板橋交番を住吉学区へ移転した。(住吉交番に名称変更)

2 今後の再編整備

実施日	警察署	再編の内容
令和7年度以降	左京署 (仮称)	- 下鴨署を左京署に名称変更する。 - 川端署を廃止する。 - 川端署が管轄する左京区の地域を左京署の管轄区域とする。 → 左京署の管轄区域を「左京区」とする。
	山科署	山科署が管轄する伏見区の地域を伏見署の管轄区域とする。 → 山科署の管轄区域を「山科区」とする。
	伏見署	- 山科署、向日町署が管轄する伏見区の地域を伏見署の管轄区域とする。 - 伏見区東部地域への大型交番設置の検討 → 伏見署の管轄区域を「伏見区」とする。
	向日町署	向日町署が管轄する伏見区の地域を伏見署の管轄区域とする。 → 向日町署の管轄区域を「向日市、長岡京市、乙訓郡」とする。